

Q & A

Q 1 : 何故、より詳細な内訳書の提出を求めるようになったのですか？

A 1 : 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律（以下「入契法」という。）」が令和 7 年 12 月 12 日に改正され、これにより「内訳書に記載すべき事項」として必須項目が示されたことが要因です。

なお、改正入契法第 12 条では、入札時に以下に示した項目が記載された内訳書を提出しなければならないとされました。

Q 2 : 新たに内訳書に加えられた項目はどのようなものですか？

A 2 : 以下の 5 つの項目です。

- ① 材料費（直接工事費のうち）
- ② 労務費（直接工事費のうち）
- ③ 法定福利費
（土木：現場管理費の内数のうち事業主負担額）
（建築：工事原価の内数のうち事業主負担額）
- ④ 建設業退職金共済契約に係る掛金（現場管理費のうち）
- ⑤ 安全衛生経費（工事原価のうち）

Q 3 : 算出又は記入ができない項目があるのですが、その場合はどうすれば良いのでしょうか？

A 3 : 市場単価方式や標準単価方式の活用により算出が困難な場合に限り、以下の特例的な対応を認めることができます。

① 全てを計上できない場合 → 内訳書の備考欄に「算出不能」、「計上不能」等、その旨を記載することで対応が可能です。

② 一部のみ計上できる場合 → 内訳書の金額に計上可能な分の金額のみを記載し、併せて、内訳書の備考欄に「一部のみ計上」等、その旨を記載することで対応が可能です。

ただし、③法定福利費については、この特例の対象外なので、必ず金額の明記が必要になります。

Q 4 : 市のホームページに掲載している様式を使わないといけませんか？

A 4 : いいえ。

事業者の皆様のお使いの内訳書を使っていただいて問題ありませんが、上記のとおり、今回、**新たに加えられた項目が内訳書に反映されたものとなるようにしてください。**

Q 5 : 新たな項目が加えられた内訳書を入札時に入札書と一緒に提出するということですが、仮にこれらの記載が無いまま、以前の内訳書を使ってしまった場合はどうなるのでしょうか？

A 5 : **新たな項目が記載されていない内訳書では受け付けられません。**

Q 6 : いつの入札から新たな項目が加えられた内訳書の提出が求められるようになるのですか？

A 6 : **令和 8 年 10 月の定例入札から**とします。